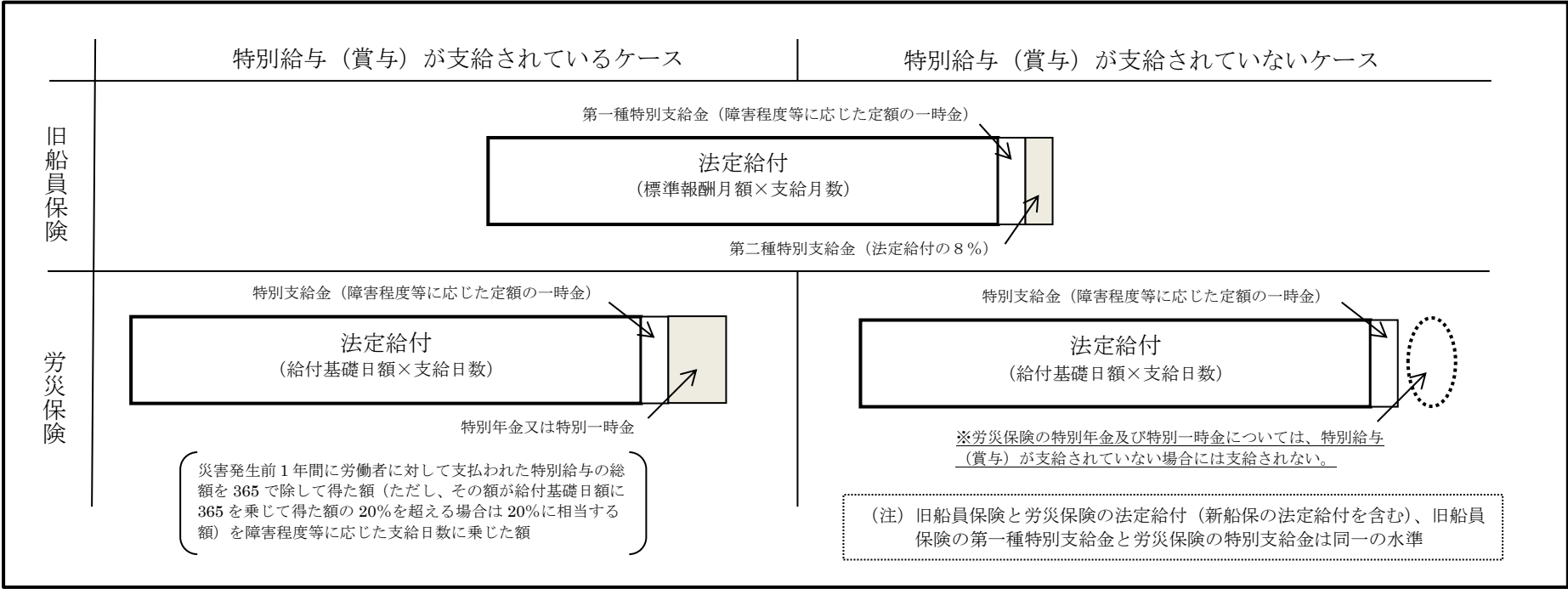


経過的特別支給金の今後の取扱いについて (案)

1. 案件概要 (経緯)

- 労災保険の社会復帰促進等事業（船員保険の福祉事業に相当）で実施されている特別支給金のうち特別年金または特別一時金は、賞与の支払いがあった者に限定して、賞与の一定割合が支給されている。これに対し、平成 21 年 12 月以前の船員保険（以下「旧船員保険」という。）では、賞与の支払いの有無にかかわらず、一律に年金額などの 8% が第 2 種特別支給金として支給されていた。
- その結果、船員保険の被保険者のうち賞与を支給されていない者については、労災保険への移行に伴い、職務上の事由による障害又は死亡に伴う年金等の給付全体での給付水準が旧船員保険より改善されるケースがある一方で、一部に従前の給付水準を下回るケースもある。



○ このような実態に対応して制度改正（船員保険の職務上給付の労災保険への統合）前後の激変緩和を図り給付水準の差を補填するという観点から、船員保険協議会における議論を経て、平成 24 年 12 月 1 日付で、船員保険における福祉事業として、平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に発生した支給事由により、労災保険の障害補償年金、遺族補償年金等を受給する者のうち、一定の要件を満たす者に対し「経過的特別支給金」を支給することとし、支給期間について、「その後の取扱いは、支給実績をみた上で、改めて検討」することとされた。

○ その後、平成 27 年 3 月の船員保険協議会で、

① 労災保険給付の決定には一定の時間を要すること等により、支給事由の発生から経過的特別支給金の支給決定までの間には平均で 1 年程度を要することから、少なくとも平成 25 年度及び平成 26 年度に事故発生した者については、未だ申請に至っていない者が見込まれたこと。

② 平成 22 年 1 月から平成 24 年 8 月までの間に労災保険の支給決定を受けた者については、平成 26 年 6 月末に厚生労働省からデータの提供が行われたため、経過的特別支給金の申請勧奨を経て支給決定に至るまでには、なお時間を要する者が見込まれたこと。

等の理由から、当初対象とした者に関する支給実績がおおむね明らかになると見込まれる 2 年後（平成 29 年 3 月 31 日）までの間、引続き経過的特別支給金を実施することとし、その上で、以降の取扱いを決定することとされた。

○ さらに、その後、平成 29 年 1 月の船員保険協議会で、

① 経過的特別支給金の対象期間の始期は平成 22 年 1 月であるが、実際に支給規程（全国健康保険協会船員保険特別支給金支給規程）が改正されたのは平成 24 年 12 月、申請勧奨が開始されたのは平成 25 年に入ってからであり、経過的特別支給金の実施開始からは、現時点で 4 年を経過したに過ぎないこ

と。

- ② 支給金の見直しを議論し、実施に移していくためには、この追加の 2 年では不足で、もう少し長期（10 年程度）の実績を踏まえた検討、かつ、変更を行う場合には詳細かつ丁寧な広報が必要となること。

等の理由から、当分の間、給付水準を維持し、令和 2 年度～令和 5 年度（対象期間の始期～支給開始から 10 年後）を目途に、被保険者数の推移や船員保険の財政状況等を勘案した上で、見直しの議論を開始することとされた。

2. 経過的特別支給金の制度概要

支給対象者

- 労災保険法の規定による障害補償年金、障害補償一時金、遺族補償年金、遺族補償一時金等の支給を受ける者。ただし、以下に該当する者は除く。
 - ① 支給事由発生前 1 年間において賞与が支払われている者（労災保険の特別年金又は特別一時金の支給対象者）
 - ② 労災保険の給付基礎日額を船員保険の標準報酬月額に換算した等級が船員保険の最終標準報酬月額の等級を上回る者

支給額

- (1) 障害補償年金、遺族補償年金等の支給を受ける者 . . . 旧船員保険の年金支給額（法定給付）×8%×12.5年
- (2) 障害補償一時金、遺族補償一時金等の支給を受ける者 . . . 旧船員保険の一時金支給額（法定給付）×8%

対象期間

- 平成 22 年 1 月 1 日以降に労災年金等の支給事由が発生したもの。
（平成 29 年 1 月の船員保険協議会において、当分の間、支給することとされた。）

3. 経過的特別支給金の支給実績等

経過的特別支給金勸奨対象者数及び支給決定者数（事故発生年度別）

	障害年金		障害一時金		遺族年金		遺族一時金		合計	
	対象者数	決定件数	対象者数	決定件数	対象者数	決定件数	対象者数	決定件数	対象者数	決定件数
22年度	8	8	57	50	12	12	0	0	77	70
23年度	3	3	36	30	6	6	2	2	47	41
24年度	5	5	41	37	12	12	6	6	64	60
25年度	1	1	44	42	11	11	2	2	58	56
26年度	4	4	35	33	11	9	1	1	51	47
27年度	2	2	41	40	2	2	1	1	46	45
28年度	5	5	29	28	12	12	4	4	50	49
29年度	6	6	39	33	11	11	0	0	56	50
30年度	5	5	31	30	4	4	0	0	40	39
元年度	1	1	28	25	9	9	9	8	47	43
2年度	3	3	18	15	2	2	0	0	23	20
3年度	0	0	13	10	3	3	0	0	16	13
4年度	0	0	1	0	0	0	1	1	2	1
合計	43	43	413	373	95	93	26	25	577	534

令和5年3月末現在

船舶種類別支給決定者数

汽船決定件数	漁船（い）決定件数	漁船（ろ）決定件数	合計
182	2	350	534

令和5年3月末現在

(参考1) 労災支給決定件数 (事故発生年度別)

	障害年金等	障害一時金等	遺族年金等	遺族一時金等	合計
22年度	36	152	93	8	289
23年度	26	112	56	7	201
24年度	21	104	42	9	176
25年度	12	115	53	5	185
26年度	18	110	50	5	183
27年度	12	104	26	3	145
28年度	8	85	17	4	114
29年度	8	70	29	1	108
30年度	5	64	16	3	88
元年度	3	57	15	14	89
2年度	5	54	8	5	72
3年度	0	34	15	2	51
4年度	0	6	0	4	10
合計	154	1,067	420	70	1,711

令和5年3月末現在
出典：労災提供データ

(参考2) 被保険者数及び賞与受給被保険者数

汽船 被保険者数	汽船賞与 受給被保険者数	漁船(い) 被保険者数	漁船(い) 賞与 受給被保険者数	漁船(ろ) 被保険者数	漁船(ろ) 賞与 受給被保険者数
40,845	67,150	1,572	2,871	12,961	3,046

被保険者数は令和4年度平均
賞与受給被保険者数は令和4年度累計
出典：船員保険月報 (令和5年3月)

経過の特別支給金勸奨対象者予定支給額及び支給決定額（事故発生年度別）

(円)

	障害年金		障害一時金		遺族年金		遺族一時金		合計	
	勸奨支給額	支給決定額	勸奨支給額	支給決定額	勸奨支給額	支給決定額	勸奨支給額	支給決定額	勸奨支給額	支給決定額
22年度	24,263,520	24,263,520	19,615,136	13,124,320	23,070,000	23,070,000	0	0	66,948,656	60,457,840
23年度	5,840,000	5,840,000	16,539,240	11,503,240	17,845,000	17,845,000	892,800	892,800	41,117,040	36,081,040
24年度	17,012,500	17,012,500	13,772,544	12,174,144	28,371,000	28,371,000	4,890,240	4,890,240	64,046,284	62,447,884
25年度	2,132,000	2,132,000	13,211,000	12,992,760	23,628,600	23,628,600	973,440	973,440	39,945,040	39,726,800
26年度	11,360,640	11,360,640	9,842,176	9,118,176	35,138,000	31,272,000	2,534,400	2,534,400	58,875,216	54,285,216
27年度	3,660,000	3,660,000	11,084,640	11,019,040	2,440,000	2,440,000	921,600	921,600	18,106,240	18,040,640
28年度	11,255,360	11,255,360	9,080,632	8,079,832	42,372,000	42,372,000	8,179,200	8,179,200	70,887,192	69,886,392
29年度	24,254,700	24,254,700	11,342,000	10,442,960	30,083,000	30,083,000	0	0	65,679,700	64,780,660
30年度	14,670,000	14,670,000	9,498,432	8,364,480	12,101,000	12,101,000	0	0	36,269,432	35,135,480
元年度	3,068,000	3,068,000	8,923,472	8,470,800	23,501,000	23,501,000	4,881,597	1,929,597	40,374,069	36,969,397
2年度	6,282,400	6,282,400	4,378,768	3,748,368	8,019,000	8,019,000	0	0	18,680,168	18,049,768
3年度	0	0	3,529,600	2,075,200	5,928,000	5,928,000	0	0	9,457,600	8,003,200
4年度	0	0	124,800	0	0	0	518,400	518,400	643,200	518,400
合計	123,799,120	123,799,120	130,942,440	111,113,320	252,496,600	248,630,600	23,791,677	20,839,677	531,029,837	504,382,717

令和5年3月末現在

4. 令和6年度以降の取扱い（案）

【給付水準の見直しと対象期間の考え方】

- 平成24年7月、11月の船員保険協議会においては、見直しについて次のような考え方が提示されている。

「この給付水準は、一定期間経過後に、給付の実績や船員保険全体の財政状況をみた上で、激変緩和を図るという給付の性格を十分に踏まえ、所要の見直しを行うべきである。」

「対象期間については、支給開始時期が遅れていること、給付実績をみるためには、一定の期間が必要であることから、「平成22年1月1日から平成27年3月31日までに労災年金等の支給事由が発生したもの（その後の取扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討）」とすることが適当である。」

- 平成29年1月船員保険協議会においては、見直しについて次のような意見があった。

「財政上の問題が大きくなることは大前提であるが、当分の間、現行の給付水準を維持することに対しては賛成である。」

「(経過的特別支給金が設けられた経緯を踏まえると、) 継続的にこの制度を運用していただきたい。」

【評価】

- 経過的特別支給金の支給実績を見ると、各年、増減はあるが、概ね申請が完了していると考えられる平成22年度から令和元年度の間、平均的には、障害年金が数件、障害一時金が数十件、遺族年金が10件程度、遺族一時金が数件であった。労災保険において支給決定が行われた事案の1/3程度が支給対象となっている。これらの傾向は平成29年時点と相違ない。今後とも、支給対象者が一定数出現することが見込まれる。

- 令和4年度における汽船と漁船の被保険者数の割合がおよそ3対1である一方、経過的特別支給金の支給決定者数における汽船と漁船の被保険者数の割合はおよそ1対2と漁船が占める割合が高かった。
- 平成22年度から令和元年度の年間の平均支給額は48百万円と、令和4年度における災害保健福祉保険部門年間支出額の1.3%程度であり、この傾向も平成29年時点と相違ない。現時点での財政状況及び中期的な財政見込みを踏まえると、現行の支給水準であれば、船員保険財政に及ぼす影響は限定的であると考えられる。

【事務局案】

- 賞与支払いの有無に着目した特別支給金は、様々な報酬体系が存在する船員において、賞与が支払われていない者が比較的多い漁船の被保険者を中心に必要性があるものと考えられ、今後も一定数の支給対象者の出現が見込まれることも踏まえれば、合理性があり、福祉事業として実施する意義があると考えられる。
- そのため、前出の評価（一定数の支給対象者の出現及び限定的な財政影響の見込み）を踏まえ、財政上の問題が大きくなるしないことが大前提ではあるが、今後は、見直しの時期を設定せず、現行の制度を維持することとしてはどうか。
- 現行の制度を維持することとした場合、本特別支給金の名称を、「付加特別支給金（仮称）」としてはどうか。